電気事業法第５２条に基づく火力設備に対する溶接自主検査ガイド（２０２３０３１０保局第２号）等 の一部を改正する規程に対する意見公募要領

令和８年１１月２５日
経済産業省産業保安・安全グループ　電力安全課

１．意見公募の趣旨・目的・背景

電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）においては、電気に起因する災害及び障害の防止のため、設置者に対して電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安体制の確保、並びに技術基準への適合・維持を義務づけています。

また、高温、高圧の容器や配管等のリスクの高い事業用電気工作物の溶接部は健全性の確保が不可欠であるため、設置者に対して溶接事業者検査が義務付けられており、この検査の円滑かつ確実な実施のため、参考として「電気事業法第５２条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」（２０２３０３１０保局第２号。以下「検査ガイド」という。）を定めています。

今般、検査ガイドについて、民間規格評価機関（日本電気技術規格委員会）からの改正要請を受け、別紙の「電気事業法第５２条に基づく火力設備に対する溶接自主検査ガイド」の一部改正案」のとおり改正することを検討しております。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

２．意見公募の対象

「電気事業法第５２条に基づく火力設備に対する溶接自主検査ガイド（２０２３０３１０保局第２号）等 の一部を改正する規程」

３．資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
（２）窓口での配布
　　経済産業省産業保安・安全グループ　電力安全課
　　（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館９階）

４．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和８年１１月２５日（水）～令和８年１２月２４日（木）必着

５．意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」
　　電子政府の総合窓口「e-Gov」(https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public)
　の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送
　　意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお

送り下さい。

住所：〒１００－８９０１
東京都千代田区霞が関１－３－１
経済産業省産業保安・安全グループ　電力安全課
パブリックコメント担当　あて

（３）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：　bzl-denanka-pabukome@meti.go.jp

（電子メールの件名を「電気事業法第５２条に基づく火力設備に対する溶接自主検査ガイド（２０２３０３１０保局第２号）等 の一部を改正する規程に対する意見」として下さい。）

※　電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

６．その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省産業保安・安全グループ　電力安全課　パブリックコメント担当　宛

「電気事業法第５２条に基づく火力設備に対する溶接自主検査ガイド（２０２３０３１０保局第２号）等 の一部を改正する規程」に対する意見

［氏　名］	（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［住　所］	
［電話番号］	
［電子メールアドレス］	
［御意見］	
・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・意見内容 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	